

明治学院大学学友会旅費取扱要領

2025 年 5 月 9 日 常務理事会承認

2025 年 9 月 20 日 幹事会承認

（目的）

第1条 大学の職責により就任した常任幹事を除く、常任幹事、幹事、ブロック長、支部長、運営委員会グループメンバーの委員会・会議等の出席に関する旅費については、この要領の定めるところにより、支給する。

（旅費支払いの事由）

第2条 旅費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支払う。

- （1）常任幹事および幹事が、幹事会に出席する場合
- （2）常任幹事が、常任幹事会に出席する場合
- （3）運営委員が、運営委員会に出席する場合
- （4）運営委員会委員長、運営委員会副委員長、グループ長、支部支援グループメンバー、ブロック長、他運営委員会委員長が必要と認めた運営委員またはグループメンバーが、全国ブロック長会議に出席する場合
- （5）当該ブロックのブロック長、支部長、運営委員会委員長、運営委員会副委員長、支部支援グループ長が、ブロック会に出席する場合
- （6）当該ブロックのブロック長、運営委員会委員長、運営委員会副委員長、支部支援グループ長が、支部総会に出席する場合
- （7）グループ長、副グループ長、グループメンバーが、運営委員会各グループ会議に出席した場合
- （8）運営委員会委員長、運営委員会副委員長、支部支援グループ長が、各地学友会に出席した場合。なお、単一年度に一人2カ所を上限とする。
- （9）学友会長が認めた幹事会および常任幹事会の陪席者、運営委員長が認めた運営委員会の陪席者、グループ長が認めた各グループ会議の陪席者が、各委員会・会議等に陪席した場合

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃・航空賃・船舶賃）および宿泊費とする。なお、日当は支給しない。

（大学キャンパスで開催された会議に出席した場合の交通費）

第4条 首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）在住の常任幹事、幹事、グループ長、副グループ長、グループメンバー、グループ会議陪席者およびブロック長が明治学院大学キャンパスで開催される幹事会、常任幹事会、運営委員会、各グループ会議、全国ブロック長会に出席するための交通費は、距離にかかわらず2,000円とする。

第5条 首都圏以外に在住の常任幹事、幹事、グループ長、副グループ長、グループメンバー、グループ会議陪席者およびブロック長が、明治学院大学キャンパスで開催される幹

事会、常任幹事会、運営委員会、運営委員会各グループ会議、全国ブロック長会に出席するための交通費の取扱いは以下による。

(1) 交通費は最も経済的かつ合理的な経路および方法により計算する。また、旅費計算上の旅行日数は、任務上必要と認められる最短日数とする。

(2) 交通費の支給基準は、鉄道費は普通車、航空費はエコノミークラスで実費、船舶費は1等で実費とする。

(3) 自宅最寄り駅を基点に100 km以上の場合は、新幹線・特急の利用を認める。航空機利用の条件は、基点から着駅区間が鉄道にして片道800 km（乗り継ぎを要する場合は片道400 km）以上の場合に限る。

(4) 原則として宿泊費は支給しない。ただし、前泊は、自宅最寄り駅における出発時刻が午前8時30分より前の列車でなければ集合時刻または開始時刻に間に合わない場合に認める。後泊は、自宅最寄り駅への帰着時刻が午後10時を過ぎる場合に認める。この場合の宿泊費は1泊15,000円を上限とする実費とする。

(各地学友会、ブロック会、支部総会における旅費)

第6条 次の各号に定める旅費の取扱いは第5条に準ずる。ただし、第4条に定める首都圏で開催される会合についてはその取扱いに準ずる。

(1) 運営委員会委員長、運営委員会副委員長および支部支援グループ長の、各地学友会出席のための旅費

(2) ブロック長および支部長のブロック会出席のための旅費

(3) 運営委員会委員長、運営委員会副委員長およびブロック長の支部総会出席のための旅費

(支払方法)

第7条 旅費は、振込みによる事後払いとする。

(支払いに必要な証憑類)

第8条 出席者が第5条により旅費を請求する際は、以下の証憑を学友会に提出するものとする。なお領収書の宛名は「明治学院大学学友会」とする。

(1) 航空賃、船舶賃の領収書

(2) 宿泊費領収書および宿泊証明書

第9条 当該会議の主催者または招集者が、第4条、および第5条により出席者に旅費を支出する際は、出席者氏名および振込口座情報を記載した証憑を学友会に提出するものとする。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、常任幹事会の議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

付則

1 この取扱要領は、2025年3月11日に遡って施行する。

2 この取扱要領は、2025 年 9 月 20 日から施行する。(第 6 条の変更)